平成２６年９月１９日

受益者の皆さまへ

みずほ投信投資顧問株式会社

「ＭＨＡＭ６資産バランスファンド」が投資対象とする「ＭＨＡＭ／ＳＷＩＰ海外好配当株マザーファンド」の信託約款の変更決定のお知らせ

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社ファンド「ＭＨＡＭ６資産バランスファンド」（以下「ベビーファンド」といいます。）が投資対象とする「ＭＨＡＭ／ＳＷＩＰ海外好配当株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の信託約款の変更につきましては、受益者の皆さまからのご異議の申立てを受け付けました結果、下記の通り信託約款の変更が決定いたしましたのでお知らせいたします。

受益者の皆さまにおかれましては、今般の信託約款の変更につきまして、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

１．信託約款の変更決定について

今般の信託約款の変更につきましては、平成２６年８月１４日付の書面にて受益者の皆さまへのお知らせを行い、平成２６年９月１８日まで受益者の皆さまからのご異議の申立てを受け付けました。

この結果、この期間にご異議の申立てのあった受益者の皆さまの実質的な受益権口数（ご異議をお申立てのベビーファンドの信託約款にかかる受益者の受益権口数をマザーファンドにおける受益権の口数に換算します。）が、平成２６年８月１４日現在におけるマザーファンドの信託約款にかかる受益権総口数の２分の１を超えませんでしたので、平成２６年９月２６日に信託約款の変更を行い、平成２６年１０月１７日より適用いたします。

２．信託約款の変更内容について

マザーファンドの運用委託先であるスコティッシュ・ウィドウズ・インベストメント・パートナーシップとの円の余資運用以外の有価証券等の運用の指図に関する権限を委託する契約を解約し、自社による運用とすべくマザーファンドの投資信託約款に記載されている運用委託に関する条項を削除します。また、当該約款変更に伴いマザーファンドのファンド名を「海外好配当株マザーファンド」に変更する所要の約款変更を行います

※　弊社では、米国の運用会社であるロード・アベット・アンド・カンパニー　エルエルシーと米国および欧州の市場や経済を含む調査情報等の提供を受ける投資助言契約を締結しており、米国および欧州株式への投資において参考にしております。信託約款変更後は、マザーファンドにおいても同社の投資助言を活用し、運用を行います。

信託約款変更の内容の詳細は以下の通りです。（下線部は変更部分を示します。）

［ＭＨＡＭ６資産バランスファンド］

変更後	変更前
運用の基本方針 **運用方法** （１）投資対象 　ＭＨＡＭ海外債券マザーファンド受益証券、海外好配当株マザーファンド受益証券、ＭＨＡＭグローバルＲＥＩＴマザーファンド受益証券、ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド受益証券、ＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド受益証券およびＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、国内および海外の公社債、株式および不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）等に直接投資することがあります。 （２）投資態度 ①　主として、ＭＨＡＭ海外債券マザーファンド受益証券、海外好配当株マザーファンド受益証券、ＭＨＡＭグローバルＲＥＩＴマザーファンド受益証券、ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド受益証券、ＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド受益証券およびＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド受益証券への投資を通じて、国内および海外の公社債、株式および不動産投資信託証券への分散投資を行い、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中・長期的な成長を目指します。 （以下略）	**運用の基本方針** **運用方法** （１）投資対象 　ＭＨＡＭ海外債券マザーファンド受益証券、ＭＨＡＭ／ＳＷＩＰ海外好配当株マザーファンド受益証券、ＭＨＡＭグローバルＲＥＩＴマザーファンド受益証券、ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド受益証券、ＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド受益証券およびＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、国内および海外の公社債、株式および不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）等に直接投資することがあります。 （２）投資態度 ①　主として、ＭＨＡＭ海外債券マザーファンド受益証券、ＭＨＡＭ／ＳＷＩＰ海外好配当株マザーファンド受益証券、ＭＨＡＭグローバルＲＥＩＴマザーファンド受益証券、ＭＨＡＭ日本債券マザーファンド受益証券、ＭＨＡＭ好配当利回り株マザーファンド受益証券およびＭＨＡＭ　Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド受益証券への投資を通じて、国内および海外の公社債、株式および不動産投資信託証券への分散投資を行い、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中・長期的な成長を目指します。 （以下略）
運用の指図範囲 第22条　委託者は、信託金を、主として、第１号から第６号までのみずほ投信投資顧問株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（総称し、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および第７号から第28号までの有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 1.　ＭＨＡＭ海外債券マザーファンド受益証券 2.　海外好配当株マザーファンド受益証券 （以下略）	**運用の指図範囲** 第22条　委託者は、信託金を、主として、第１号から第６号までのみずほ投信投資顧問株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（総称し、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および第７号から第28号までの有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 1.　ＭＨＡＭ海外債券マザーファンド受益証券 2.　ＭＨＡＭ／ＳＷＩＰ海外好配当株マザーファンド受益証券 （以下略）

［ＭＨＡＭ／ＳＷＩＰ海外好配当株マザーファンド］

変更後	変更前
ファンド名 ［海外好配当株マザーファンド］	ファンド名 ［ＭＨＡＭ／ＳＷＩＰ海外好配当株マザーファンド］
運用方法 （２）投資態度 ①～⑨　（略） （削除）	運用方法 （２）投資態度 ①～⑨　（略） ⑩　円の余資運用以外の有価証券等の運用の指図に関する権限を、スコティッシュ・ウィドウズ・インベストメント・パートナーシップ・リミテッド（ＳＷＩＰ）に委託します。
運用の指図範囲 第17条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 （以下略）	運用の指図範囲 第17条　委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第18条、第19条、第21条から第28条、第30条、第31条第3項第3号および第35条から第37条ならびに第42条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 （以下略）
運用の権限委託 第20条　（削除）	運用の権限委託 第20条　委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。 委託する範囲：円の余資運用以外の有価証券等の運用の指図 委託先名称：スコティッシュ・ウィドウズ・インベストメント・パートナーシップ・リミテッド 委託先所在地：英国ロンドン市オールド・ブロード・ストリート33番 ②　前項の委託を受けた者が受ける報酬は、報酬支払いの計算期間を毎年5月1日から同年10月末日まで及び毎年11月1日から翌年4月末日までとして毎年4月末及び10月末を基準日とした上で、当該計算期間に含まれる各月末におけるこの信託の信託財産の純資産総額の平均に年10,000分の38以内の率を乗じて得た額とし、前回基準日の翌日から当該基準日までの報酬を、当該基準日から60日以内に当事者間で支払うものとし､信託財産からの直接的な支弁は行いません。ただし、初回の報酬支払計算期間は、この信託の信託契約締結日から平成18年10月末日までとします。 ③　第１項に規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

以上